

○ 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
(削る)	<p><u>1の2-1</u> 会社が指定国際会計基準による連結財務諸表を初めて作成する場合において、当該会社、その親会社、その他の関係会社又は当該その他の関係会社の親会社が外国の法令又は外国金融商品市場の規則に基づき、当該連結財務諸表に係る連結会計年度に相当する期間に係る企業内容等に関する書類を開示することが確実と見込まれる場合には、規則第1条の2第1号ニ(1)及び(2)に規定する「企業内容等に関する書類を開示していること」に含まれることに留意する。</p>
(削る)	<p><u>1の2-2</u> 財務諸表等規則ガイドライン1の2-2の取扱いは、規則第1条の2第1号ニ(3)に規定する「資本金の額」を本邦通貨に換算する場合の留意点について準用する。</p>